

## 第5回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成27年4月20日（月）午後4時30分から午後6時30分

開催場所：市役所北別館第1会議室

出席者：14名（欠席者2名）

傍聴者：0名

報道関係者：1名

### 1 開会

### 2 議事

（1）前回の審議内容の確認（資料1の説明）

・事務局からの説明に関し、委員からの意見・質問なし。

（2）第5章 地域コミュニティの活性化について

①（参考資料（校区まちづくり協議会形成状況など）の説明）

（質疑応答）

○会長

校区まちづくり協議会の形成状況などに関し担当課から説明があったが意見・質問はないか。

○委員

校区まちづくり協議会を設立した15校区のうち10校区で加入率が下がっているがその要因について教えてもらいたい。

●地域コミュニティ推進課長

人口減に伴う自然減によるものや加入世帯の減少による町内公民館等の解散といったことが加入率減少の主な要因となっている。

○委員

校区まちづくり協議会未設置の6校区のうちの4校区で校区まちづくり協議会を設置する予定がないということを知ったことがある。こうしたことは今、審議している条例にも影響してくる。また、市全体の福祉の充実のためにも全校区で校区まちづくり協議会が設立されるよう、校区まちづくり協議会未設置校区に対し、行政から設立準備会設置に向けた働きかけを行っていただきたい。小学校区の再編に校区まちづくり協議会の設立が間に合わないという状況もあり、そうなると地域の再編もまた難しくなるので、是非、行政からの働きかけをお願いしたい。

●地域コミュニティ推進課長

行政としても一日も早く全校区に校区まちづくり協議会を設立したいと考えている。学校再編が先行する中で地域の再編がそれに追いつかないとい

うことについて、先に再編した校区の協議会の会長の話しによると、地域の再編には非常にエネルギーを使うということ、また拙速な再編には地域の諸課題の積み残しを伴うといったことやその他解決すべきデリケートな問題多くもあるということを知っている。こうした中、行政としては地域の意向を最大限に尊重しながら再編に向けた働きかけを行なっているところである。また、校区まちづくり協議会の未設置校区で設置の意向がないということについては、校区の役員の中にも様々な考えを持った方々がいるということもある。そういった中では、未設置の校区に対しては、今ある地域組織を通じて定期的に勉強会を行い、地域担当職員が校区の役員の方々に対して現在設立されている校区まちづくり協議会の情報を提供している。また、今年から大牟田市町内公民館連絡協議会と校区まちづくり協議会の代表者が定期的に合同会議を開催することとしており、校区まちづくり協議会未設置の校区にも情報の提供を行い共有化していくこととしている。

○委員

校区まちづくり協議会の加入率が増加したところの分析は行なわれているのか。

●地域コミュニティ推進課長

加入率増加に関する代表的な取り組みとしては吉野校区及び明治校区があり、これらの校区では自治会や集合住宅に対する働きかけを行なっている。吉野校区については、市営住宅の住民への働きかけとあわせて、新興住宅の住民に新たな自治会の設置の働きかけを行なうことによって、校区まちづくり協議会の構成団体としての活動につながっているという状況がある。

○委員

今の取り組みの状況は他の団体とも情報共有は出来ているのか。また、明治校区のほうはどのような状況か教えてもらいたい。

●地域コミュニティ推進課長

吉野校区の取り組みについては校区まちづくり協議会の代表者にも情報提供を行なっている。また、そのノウハウの共有については今後、大牟田市町内公民館連絡協議会と校区まちづくり協議会の代表者会議において提供していきたいと考えている。なお、明治校区については、マンション住民に対する働きかけによって加入率が大きく伸びたという状況がある。

○委員

校区まちづくり協議会の運営に対する不満が原因で加入率が減少したところはないのか。

●地域コミュニティ推進課長

各校区の共通の課題としては、校区まちづくり協議会の活動が全校区民を対象とするものであるため、役員の負担が増加するという実態はある。校区まちづくり協議会の事業が増えることによって役員への負担も増えること

になるので、後継者不足などの共通の課題はある。なお、加入率減少に関しては、高齢化等による町内公民館等の解散などによるところが大きい。

○委員

他市の町内会の加入率をみた場合、50%を切るということは普通考えられない。設立時の加入率は校区まちづくり協議会へ既存組織がどの程度移行したかということであり、相当の努力があってこの加入率が維持できているということだと思う。また、加入率が増えたところについては、担当職員が積極的に地域に働きかけを行ってきた努力によるものだと思う。現在、校区まちづくり協議会が未設置の所もあるが、他市においても自治会ができていないところはあり心配することではないと思う。

○会長

本来、校区まちづくり協議会に入るべき組織が加入していないという状況はあるのか。

●地域コミュニティ推進課長

そういったケースもある。

② (第4回審議会資料4)の説明)

○会長

第13条に関して質問・意見はないか。なお、第1項は「校区まちづくり協議会」となっているが、第2項及び第3項は「校区まちづくり協議会等」となっており、その内容は第2項の解説に書いてあるとおりとなっている

○委員

校区まちづくり協議会に「等」がついているものについていないものがあることにより、内容に統一感がないのではないかと思う。「等」がついていないところに「中核となる」といった表現を加えれば、「等」のついているところはその言葉を削除してもよいのではないか。

○会長

校区まちづくり協議会に「等」が入っていないのは、第13条第1項と第15条第2項だが、第15条は拠点整備に関することなので、問題になるのは第13条第1項だけということになるが、皆さんの意見を伺いたい。

○委員

「中核」という言葉の意味と「中核」という言葉を使った場合にどのような意味合いが出てくるか説明してもらいたい。

○委員

校区まちづくり協議会が中心になってという意味合いだが、先ほど事務局の説明に校区まちづくり協議会が地域コミュニティ組織の中核を担うという説明があったのでそういった言葉があったほうがよいと思ったところ。

○会長

校区まちづくり協議会が地域コミュニティ組織の中心となるというイメージだと思う。

○委員

校区まちづくり協議会が目指すところが中核的な組織ということであればそういった言葉を使うことが適当だと思うが、何も議論せずに「中核」という言葉を使うのはどうかと思う。校区まちづくり協議会の当事者の理解があって初めてそういった言葉を入れるべきであり、当事者に「中核」という認識がない中でそういった言葉を使うのは理解できない。自分としては、校区まちづくり協議会が地域コミュニティの中核組織という認識はないので、もし、「中核」という言葉を使うのであれば何のために使うのか議論させていただきたい。

○会長

校区まちづくり協議会がこれからの地域コミュニティの活性化の中核となる組織になるということだと思うが、そのことに対して委員の皆さんがどういった考えを持っているか意見を伺いたい。つまり、従来どおりの町内公民館を中心とした組織でよいという意見もあるかもしれないので、そういったことも含めて委員の皆さんの意見を伺いたいということ。

○委員

自分は全て「校区まちづくり協議会等」という表現に統一してよいと思う。校区まちづくり協議会に未加入の町内公民館や自治会もあり、そういったところを含めて校区まちづくり協議会等ということではよいのではないか。

○委員

■■委員が「中核」という表現を加えるといっているのは、校区まちづくり協議会と校区まちづくり協議会等を区別するためだと思う。第1項を「校区まちづくり協議会等」とするなら、後ろの表現を「主体的」から「積極的」に変えてよいのではないか。

○会長

■■委員が第1項の校区まちづくり協議会に等を入れたほうがよいというのは別の意味合いがあるからだと思うが、そこについて説明をお願いしたい。

○委員

第1項の校区まちづくり協議会の後に「等」を入れるのは、校区まちづくり協議会に加入していない町内公民館等も含むということ。

○会長

校区まちづくり協議会が地域コミュニティ組織の中核になるという考え方なら第1項は「校区まちづくり協議会等」とせず、「校区まちづくり協議会」とするべきだと思う。ここに「等」をいれると従来の町内公民館等も地

域コミュニティの中心になってよいということになる。ここに「等」を入れることによって意味合いが違ってくることになる。

●事務局

全校区に校区まちづくり協議会が設置されていれば、第13条は全て「校区まちづくり協議会」でよいが、現状は校区まちづくり協議会が設立されていない校区があり、町内公民館等の地域組織もある。そういった中で、市としては全校区に校区まちづくり協議会を設置して地域コミュニティの活性化を進めていくという意志表示を含めて、第1項で「校区まちづくり協議会」としているところである。また、第15条第2項については、校区のコミュニティセンターを整備するという事なので、校区まちづくり協議会に限定した表現となっている。

○会長

様々な組織が校区まちづくり協議会に加入して校区ごとにまちづくりを進めていくという考え方もあるだろうし、そうではなくて従来型の町内公民館を中心にまちづくりを行なっていくという考え方もあると思うので、その辺の状況も含め委員の皆さんから意見を聞きたいと思ったところである。■  
■委員はどのように考えるか。

○委員

現在も町内公民館の地域コミュニティにおける影響力は強いと思う。

○会長

市の考えは、従来の町内公民館組織に限界が生じてきているので校区まちづくり協議会の形成促進に取り組んでいこうということではないか。従来どおりの組織で取り組んでいこうというのであれば校区まちづくり協議会の後に「等」を入れるべきだろうし、そうでなく新たな組織で取り組んでいこうというのであれば、「等」は入れるべきではないのではないかと思う。■  
■委員は従来型の組織でよいという認識か。

○委員

従来型の組織ではなく、新たな組織で取り組んでもらいたいと考えている。

○会長

先ほどの■■委員の意見は校区まちづくり協議会が中心になって取り組んでいこうというものであり、町内公民館も校区まちづくり協議会と同じレベルで支援していこうということになってくると意味合いが違ってくる。■  
■委員はどう思うか。

○委員

校区まちづくり協議会はまだ全校区で設立されておらず、まだ大牟田市町内公民館連絡協議会の組織で地域組織が運営されて校区もある。また、地域組織を校区まちづくり協議会に限定してしまうとそういった校区をカバーできなくなってしまうし、全校区で校区まちづくり協議会が設立されるには

まだ不確定な要素もあると思う。自分たち民生委員は町内公民館に加入している人ばかりではなく、全住民を見守りの対象としている。校区町内公民館連絡協議会、校区社会福祉協議会、校区民生委員・児童委員協議会が校区住民の見守りを行なう中では町内公民館への加入の有無は関係ない。そういった意味で校区まちづくり協議会等ということばでカバーしておくべきだと考える。

○会長

校区まちづくり協議会の中に校区町内公民館連絡協議会、校区社会福祉協議会、校区民生委員・児童委員協議会は包含されているのか。

●事務局

構成団体として含まれている。

○会長

女性委員の意見として■■委員に意見をお願いしたい。

○委員

自分は町内公民館に加入しておらず、町内公民館に加入していないことになどといった問題があるか分からないところがある。将来的に現在、校区まちづくり協議会に加入していない町内公民館等に校区まちづくり協議会へ加入してもらうことを目指すということだと思うので、支援の仕方に差をつける必要もあるのではないかと思う。

○会長

そういった意味で第15条では限られた財源を校区まちづくり協議会の活動拠点整備に使っていくということを示している。

○委員

町内公民館が全て校区まちづくり協議会に加入するというのが理想だが、自分の経験からすると大半の人は町内公民館と校区まちづくり協議会の意味がわかっていない。多くの人が無関心という状況においてそれは仕方ないことだと思う。他市にない大牟田市の特徴として校区社会福祉協議会があるが、大牟田がこれまでやってこられたのは校区社会福祉協議会の存在が大きいと思う。校区社会福祉協議会があったのでこれまで校区組織を維持してこられたのであり、校区まちづくり協議会も形成することができたのではないかと思う。20年前から駛馬南校区で認知症に関する先駆的な取り組みが行なわれているが、これも実は校区社会福祉協議会の力によるものだと思う。また、町内公民館はなくなるのではなく、この組織がないと校区まちづくり協議会は成り立たないということも忘れてはいけない。ここでいう地域コミュニティ組織には町内公民館や校区社会福祉協議会等全ての組織が包含されているが、校区まちづくり協議会の定義がないとそれがどのような組織か分からない人はいるかもしれない。

○会長

この条例において校区まちづくり協議会は定義づけされていたか。

●事務局

校区まちづくり協議会は町内公民館同様、既存組織なのでこの条例で定義はしていない。

○会長

解説の中に校区まちづくり協議会の説明を加えたほうがよいと思う。

●事務局

解説に説明を加えることとしたい。

○委員

今までの話と自分の校区まちづくり協議会に対する認識には若干違いがある。そこで聞きたいが、校区まちづくり協議会はボトムアップそれともトップダウンで形成されるようになったのか。

●地域コミュニティ推進課長

校区まちづくり協議会の設立に当たっては、下からの積み上げで形成されたものと考えている。母体としては町内公民館等の既存の地縁組織であることは間違いない。行政が校区町内公民館連絡協議会、校区社会福祉協議会、校区民生委員・児童委員協議会の地域の3つの要となる組織を通じて校区まちづくり協議会の形成に向け説明を行い、設立を進めてきた経緯がある。

○委員

校区まちづくり協議会の立案者が誰かということを知りたかったのだが。

●地域コミュニティ推進課長

地域コミュニティ基本指針の策定検討会からの答申を受けて行政が設立を進めてきたところである。

○委員

それはいつごろか。

●地域コミュニティ推進課長

地域コミュニティ基本指針は平成22年の12月に策定されている。

○委員

自分は当時、地域コミュニティ基本指針の策定委員会の副会長をしていたが、他市にもいえることだが、大牟田市の場合も行政主導による地域での組織の立ち上げだった。大牟田市の場合は行政が主導して地域に校区まちづくり協議会形成の機運があるところから協議会を設立していくといったものだった。

○会長

他に意見はないか。

○委員

校区まちづくり協議会という言葉を入れるのであれば、それを説明する何らかの表現を入れたほうがよいと思う。

○会長

校区まちづくり協議会がどのような組織で構成されているのかということの説明を加えるということによいのではないか。

○委員

この条例を小学生など色々な人が見るのなら分かりやすい表現がいいのではないかと思い意見を述べさせてもらった。解説に説明を加えてもらえればそれでよいと思う。

○委員

自分としては校区まちづくり協議会の設立が行政から急におりてきたというイメージがあったので意見を述べさせてもらったが、それさえ払拭できればまち全体のことを考えるべきなので、第1項はこのままの表現でよいと思う。

○会長

それではこの条文においては解説で校区まちづくり協議会についての説明を加えるということで整理したい。次に第14条について意見質問をお願いしたい。

○委員

主語の市民は事業者等も含め市民等でなくてよいのか。

●事務局

市民等に含まれる事業者や市民活動団体の地域コミュニティへの参加、協力については、第16条（事業者の役割）及び第18条（市民活動団体の役割）において規定している。ここでは、個々の市民の地域コミュニティへの参加、協力について規定しているため市民となっている。

○会長

事務局の説明に対し他に意見がなければ、ここについては、第6章まで見た中で改めて意見をお願いしたいと思う。次に第15条について意見はないか。意見がないようなので次の第16条について意見をお願いしたい。

○委員

企業経営において企業の社会的責任が強く言われており、組織としての参加・協力ではなく個人としての参加・協力を目指してもらいたいと思う。

○会長

他に意見はないか。

○委員

事業者としてここに書いてあることは当然のことなので、当然のことを書かれて逆に誤解されたくないという思いはある。ただこういうふうに書いておけば、事業者が地域で活動しやすいという所はあると思う。

○会長

他に意見がなければ、次の第17条に移りたい。何か意見・質問はないか。



○委員

地域の人材の状況は地域によって異なる。実際に人材の育成を行う場合には後継者がいないところを中心に人材の育成・発掘を行なうべきだと思うので、条文に「それぞれの地域において」といった表現を加えてはどうかと思う。市全体としては人材がいるが地域によって人材がいないということにならないようにすることが必要だと思う。

○会長

そういった内容を条文に加えるということか、それとも解説に加えるということか。

○委員

解説に各校区の状況に応じてといった内容を加えるということ。

○会長

各校区の人材や後継者の状況には濃淡があると思うので、落ちこぼれる地域がないようにする必要があるということだと思うが、他の皆さんの意見はどうか。

○委員

校区によっては民生委員や他の校区役員の選出において候補者が出てこないという厳しい現状がある。人材発掘ということを地域と行政が協力して行なうということを解説の中で強調したほうがよいと思う。

○委員

自分は地域を限定せずに大牟田市全体として人材育成については考えるべきだと思う。

○委員

条文に書かれている内容はすばらしいと思うが、解説が少しシンプルすぎると思う。地域の状況を解説に加えてもらえれば、地域で頑張っている人の励みにもなると思う。

○会長

条文自体はこれでよいと思う。■■委員はこのことに関して何か意見はないか。

○委員

この条文では校区まちづくり協議会が文節のはじめのところにきており、校区まちづくり協議会が人材育成の場という意味合いになっている。校区まちづくり協議会がしっかり活動できていれば人材は育成されると思うが、その半面で発掘できていないという状況もあると思う。地域の人材を行政が育成することは難しいので、校区まちづくり協議会が中心となって人材育成に取り組み、行政がそれを支援するといったことを解説に説明を加えたほうがよいと思う。

○会長

そういった内容を解説に加えるということで、文案については事務局で検討をお願いしたいと思う。それ以外で第5章全体において何か意見があればお願いしたい。

○委員

第5章全体を見た中での感想だが、地域コミュニティの活性化については、地域が中心となって活性化に取り組み、それを市がサポートするという考え方はそれでよいと思うが、高齢化によって組織率が下がってきている状況では、校区まちづくり協議会だけで地域活性化の取り組みを進めて行くことは厳しいと思う。だからこそ第15条にあるように、行政が地域に対して的確な支援策を実施していくということが書かれていると思う。地域の活性化については行政が自らの責任として積極的に取り組む姿勢を持つことが必要であることを行政としても十分認識してもらう必要があるということを感じた。

●事務局

地域コミュニティへの支援をしっかりと進めていくということについては行政内部においても合意形成できているところであり、各校区の活動拠点となるコミュニティセンターの整備についてもこれからしっかり進めていきたいと考えている。

○会長

それでは第5章についてここまでとしたい。

(3) 第6章 市民活動の促進について (資料2の説明)

○会長

では第18条について意見等あればお願いしたい。

○委員

第3項において市民活動団体の連携・協力の相手として事業者が書かれていないがそこはよいのか。

●事務局

市民活動団体の連携・協力先としては地域コミュニティ組織等となっており、その中に事業者も含まれるということになる。

○会長

第5章にも関連するがここでは事業者を地域コミュニティ組織に近いものとして捉えているということだと思う。提案だが解説の「地域コミュニティ組織等」の部分で「地域コミュニティ組織」をはじめとするに修正してもらえれば、事業者等も含めて連携するという意味合いが読み取れるのではないかと思うが如何か。

○委員

それでよいと思う。

○会長

その他意見はないか。

○副会長

市民活動団体の定義が曖昧だと思うので、具体的な定義が必要だと思う。また、市民活動団体には公益性のある活動を行なうものやそうでないものなど様々ある。そうした中で市民活動団体を行政において評価する仕組みが必要ではないかと思う。

○会長

市民活動団体の定義について事務局に説明をお願いしたい。

●事務局

用語において「市民活動」を定義しており、市民活動団体は「市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行なうボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動」を行なう団体ということになる。

○会長

他市では公募事業を実施してそれを第三者機関が評価を行い、公益性の高さを判断しているところもある。事業を実際に行なう際にそういった評価づけをすることになるが、そういったことまでは条例では規定しないと思う。

○委員

第1項に書かれているとおり市民活動団体は自主的かつ自発的な非営利の公益的な活動を行なう団体であり、これ以上の定義づけをすることはできないと思う。市民活動団体の評価は行政が行なうべきではなく、市民が評価するからこそ意味がある。市民活動団体が評価されるのはそこに市民の支援があるからだと思う。また、評価に当たっては提案された事業を評価しているのであって、団体を評価しているのではないということも理解すべきである。

○会長

それでは次の第19条に移るが、意見があれば伺いたい。特に意見がないようなので第6章についてここまでとし、本日の審議は終了したい。

### 3 その他

(1) 次回以降の審議会の日程及び場所について

第6回審議会

日程：平成27年5月8日（金）午後1時30分～

場所：市役所本庁舎3階 302号会議室（経営会議室）

### 4 閉会